

国際関連情報 Report from GPF

GPF 会議（2018年3月）出席報告

(株)リクルートホールディングス 執行役員 たにぐち いわあき 谷口 岩昭
 日産自動車(株) 経理部連結会計グループ担当部長 つねはら じろう 常原 二郎

I. はじめに

2018年第1回目となる国際会計基準審議会 (IASB) の世界作成者フォーラム (Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。) が、去

る3月6日にロンドンのIFRS財団オフィスで開催され、日本からは筆者2名が参加した。今回のGPF会議の議題は下記の図表のとおりである。以下、本稿においてその議事内容及び、重要なセッションの討議内容を紹介する。

図表 2018年3月6日開催 GPF 会議議事一覧

番号	時間	議事
1	10:10-10:20	新規加入メンバーの紹介
2	10:20-11:20	最近のIASB及びIFRS解釈指針委員会の活動紹介（導入及び維持管理に関する事項を含む）
3	11:35-12:35	開示原則
4	13:35-15:05	基本財務諸表
5	15:20-16:20	のれんと減損

II. 最近のIASB及びIFRS解釈指針委員会の活動紹介

本セッションは、毎回、GPF会議の冒頭に行われ、IFRS財団の最近の活動内容を作成者側に紹介し、今後の活動計画に関して、作成者側の意見をヒアリングすることを目的としている。

今回は、前回のGPFが行われた2017年10月以降の事象が対象となり、IFRS事務局側の説明内容は以下のとおりであった。

- (i) IASBボードにおける最近の討議内容の紹介
 - 経営者による説明 (Management Commentary) の実務記述書
 - 基本財務諸表

- のれんと減損
- 共通支配下における企業結合
- 動的リスク管理 (Dynamic Risk Management)

(ii) 基準の導入及び維持管理に関する活動内容
—IFRS 解釈指針委員会

(IFRS 第9号「金融商品」及びIFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」に関するアジェンダ決定案、IFRS 第3号「企業結合」及びIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に関するアジェンダ決定)

—新基準の導入に関するサポート

(IFRS 第17号「保険契約」に関する教育セッションの実施)

(iii) 最近開催されたIFRS 解釈指針委員会会議 (2017年11月実施及び2018年1月実施) におけるテーマ

なお、本年については、既に複数の新たなプロジェクトへの取組みが予定されている他、適用後レビュー (Post Implementation Review) については、IFRS 第13号「公正時価」が取り上げられるとのことであった。

また、去る2月に実施されたIASBの議題としては、動的リスク管理と企業結合が主に取り上げられた他、2020年以降の研究・プロジェクトのパイプラインとしては、年金会計等が想定されているとのことである。

Ⅲ. 開示原則

本セッションは、開示原則に関するディスカッション・ペーパーに対して寄せられた意見に対するフィードバック及び、これらの意見に対する作成者側の認識の確認と、今後の検討作業の進め方について議論する目的で行われた。

冒頭にIASB事務局からは、多くのステークホルダーが、開示に関する会計基準の開発・作

成のみでは不十分で、IASBボードが個別の会計基準ごとに開示要求のレビューを行うことが必要であると認識している旨が伝えられた。

さらにIASB事務局は、仮に個別基準ごとの開示要求についてレビューを行う場合でも、現状において、不必要又は重複している内容を削除することが必要であるとの認識を示した。なお、必要な内容に限定して開示要求を変更する場合は、利用者側の視点を重視することが必要との共通認識が存在する一方、その場合でも、開示要求は増加する可能性が高いと考えられるとの見解も示された。

具体的には、焦点を絞るターゲット・アプローチと包括的アプローチの2つの考え方が存在し、要約すると以下のとおりとなる。

〈ターゲット・アプローチ〉：

- 不要な開示要求を削除し、新たに必要な開示要求を定める。
- ステークホルダーが変更を必要と認識する特定の会計基準についてレビューを行う。

〈包括的アプローチ〉：

- shall ないしは as a minimum のような規範的な用語を削除する。
- 個別の基準における開示要求を重要性の観点と結び付けて検討を行う。
- 規範的な開示要求と開示目的を基礎とする開示要求のバランスにおける整合性を確保する。

IASB事務局から上記の説明が行われた後で、作成者側からは以下の意見が寄せられた。

- 昨今、規制当局からは「Obscure Material Information (不透明な重要情報)」が問題視されている状況にあり、本件は作成者側にとって非常に重要な問題であると認識されている。このような状況においては、規範的な開示要求が明確にガイダンスとして定義された方が安心という考え方もある。

—開示要求が闇雲に増加する方向はできる限り

回避したい。特に開示項目を拡充する方向を採る場合には、個々の開示の目的を明確化することが肝心である。念のため（just in case）という発想で開示要求を増やすことは生産的でない。また、Copy & Pasteのような重複する開示内容は開示書類の膨大化に繋がり、極力、排除するべきである。毎期同じ内容を記載するものは、基本的事項として常時閲覧可能な別の環境に掲載するという方法も考えられる。

- 一 開示内容の増加は必要となる内部工数の増加に直結し、作成者側の負担は大きい。一例として「必須」、「重要な影響がある場合に限定」及び「記載が望ましいが任意」といった段階別の優先順位付けが重要である。
- 一 開示内容を決定する際、重要性の判断はすべての基礎となるが、現在の基準は重要性の判断基準が極めて不明解である。特に、IFRS第7号「金融商品：開示」は、開示負担が大きいことから、重要性基準についてさらなる明確な指針が必要と思われる。

また、セッションの最後には、IASBに対する一般的な意見として、開示に関する各種プロジェクトの優先順位付けが不十分であるとの意見が多く寄せられていることを受け、IASB事務局が、プロジェクトの優先順位付けを以下の案として示した。

優先順位 1：開示すべき会計方針

優先順位 2：財務諸表の外における IFRS 情報

優先順位 3：財務諸表の中における非 IFRS 情報

優先順位 4：IFRS 基準における「表示する（present）」及び「開示する（disclose）」という用語の使用の明確化

優先順位 5：開示の様式

優先順位 6：会計方針の記載場所

これに対しても作成者側から以下の意見が寄せられた。

- 一 優先順位を明確にすることは、作成者側の視点においても有用であり歓迎する。
- 一 財務諸表の外における IFRS 情報は監査対象でもあり、高い優先順位が与えられたことを歓迎する。
- 一 どのような状況において開示を必要とするのかというガイダンスが必要と考えるので、是非、新たに高い優先順位で検討して欲しい。
- 一 開示に関する作成者側のベスト・プラクティス情報を提供していただけると大変参考になる。

IV. 基本財務諸表

本セッションは、基本財務諸表の在り方について、以下の3つのテーマについて、作成者側の意見を確認する目的で行われた。まずは、IASB事務局側による提案内容の説明が行われ、その後に、作成者側の意見をヒアリングする形で議論が進められた。なお、IASB事務局側からは、テーマ1については、過去にも度々議論が行われており、多くの時間を費やす必要はないとの発言もあった。

〈テーマ1〉：損益計算書において、主要な業績指標（KPM：Key Performance Measurer）の数値、及び主要な業績指標の数値と EBIT との差異調整の表示を義務化させる。

〈テーマ2〉：財務諸表において、主要な業績指標に基づく調整後1株当たり利益（Adjusted EPS；以下「調整後 EPS」という。）の表示を義務化する。

〈テーマ3〉：関連会社及び共同支配企業に対する持分法投資損益の損益計算書上の表示方法を見直す。特に、既存事業と不可分な事業領域における関連会社及び共同支配企業に対する持分法投資損益と、それ以外の損益を区別して表示すること。（区分した損益のうち、

不可分な関連会社及び共同支配企業からの損益を、従来と異なり投資・財務・法人所得税前利益に含める選択肢についても提案あり。)作成者側からは、それぞれのテーマについて以下のような意見が寄せられた。

〈テーマ 1〉：

- KPM は時間の経過と共に変化する可能性があり、継続性及び比較可能性が大きな問題となる。
- KPM への調整過程は、詳細に開示しない限り、作成者側の恣意性が働く余地が多く、数字だけの内訳表示以外にも説明記載の欄を設けるべきである。
- KPM への調整は、利益レベルだけではなく、売上レベルにも存在するので、売上についても調整後売上を表示すべきである。

〈テーマ 2〉：

- 調整後 EPS の開示は既に一般的に行われており、これを敢えて義務化する意義が不明である。また、調整表による説明もすでに IFRS 第 8 号の開示要求となっている。
- 営業利益の KPM の表示の意義は理解できるが、当期利益での調整作業は税金費用の影響及び外国為替の影響の計算過程が非常に複雑かつ主観的なことから、義務化による適正表示のハードルが極めて高くなってしまう。
- 調整後 EPS を KPM として定めていない会社の場合、開示を義務化する意義は存在しない。作成者側の手間が増えるだけである。
- 資本性金融商品が存在する場合、調整後 EPS の定義は不明確となるので、注意が必要である。
- EPS の定義が増加することは利用者にとっても混乱要因となり、決して望ましい状況ではない。
- 調整後 EPS の表示を義務化する場合、配当

性向等株主還元指標に調整後 EPS が使用されることにつながり、株主から様々な誤解を招く可能性が多くなる。

〈テーマ 3〉：

- 既存事業と不可分か否かの判断基準は監査手続の面も含めて極めて難しく、仮定的な断定を行わざるを得なく、会計基準としては機能し難い。コア事業かノンコア事業かといった一歩踏み込んだ具体的な判断基準に関する指針が必要である。
- 業種によって共同支配企業の性質は異なるので、全業種で不可分か否かに関する統一的な基準を定めることは非常に困難である。
- 自動車業、石油ガス業では、投資先の現地規制への対応等の理由で本業の一般的な形態として共同支配企業を多用する傾向があり、従来の持分法投資損益として一括して営業外損益に計上するアプローチには疑問が多い。その観点から、今回の変更提案は妥当といえる。
- 基本財務諸表の損益計算書の中で区分表示を行うのではなく、注記情報で開示するという手法でも十分利用者のニーズに応えられる筈である。
- 区分表示を行う場合の、事前の集計作業の実務的負担が大き一方で、利用者側のメリットは不明である。コストベネフィットの観点から賛同できない。

V. のれんと減損

本セッションは、のれんの減損テストを巡る以下の 2 つのテーマにおいて、作成者側の意見を確認する目的で設定された。

- 〈テーマ 1〉：現状の減損テスト手法の改善策としてのヘッドルーム・アプローチの妥当性

〈テーマ2〉：企業結合会計における識別可能な無形資産に関する会計処理の変更可能性

なお、セッションの冒頭において、IFRS 事務局側からは、のれんの減損テストの改善については、引き続き調査中の状況であり、具体的な方向性については2018年中のIASB ボード会議の場で、改めて議論されるとの発言があった。

〈テーマ1〉：

最初にIFRS 事務局側から現状の検討状況に関する資料の説明が行われた。この中で、IASB スタッフが昨年11月及び12月に行った資本市場諮問委員会（CMAC）メンバーを対象とした調査において、大多数がヘッドルーム・アプローチを肯定する意見を表明していたことが紹介された。これに対して、作成者側から以下のとおり、ヘッドルーム・アプローチに関して懐疑的な意見が寄せられた。

- －ヘッドルーム・アプローチにおいては、ヘッドルームのトラッキングに必要なシステムのコストが別途必要となり、実質的に二重の費用発生となる。
- －のれんの減損テストを行う際には、毎回ヘッドルームの算定が必要となる。ヘッドルームの算定手法は、のれんの価値算定手法と異なることから、手間が大きい。
- －減損判定として参照される資金生成単位（CGU）の将来キャッシュフローは、機能通貨ベースで行われることから、為替レートの変動によって大きく左右されてしまうことは、重要な欠点である。特に、買収時点から時間が経過すればする程、この影響は無視できない。
- －CGU 自体が売却される場合、継続性の観点から、有効な減損テストが不可能となってしまう。
- －そもそも、のれんは企業結合会計において発

生する残余であり、合理的に減損を認識する手法を開発することは困難である。

上記意見の総論として、「too little too late という現在の減損テストの欠点が全く改善されないのではないか」、さらには、「元々の意図として存在した減損テストの簡素化という目的からは大きく乖離してしまう。」「米国基準上の手続の簡素化の動きから基準差が生じる懸念がある。」という意見が発せられた点は大変印象的であった。

一方、IASB 事務局からは、以下のような意見及び見解が寄せられた。

- －元々、減損テストの改善の目的としては、簡素化以外にも、早期かつ必要十分な減損認識という問題意識が存在することに留意すべきである。
- －現在の減損テストにおける最大な欠陥は、作成者側の都合でCGUが他のCGUに吸収されてしまう場合等に、本来なら認識されるべき減損がCGUの自己創設のれんによって被い隠されてしまうという、Shielding 問題である。このShielding 問題を解消することが今回の検討作業における重要なテーマである。

〈テーマ2〉：

テーマ2については、IASB 事務局から、現状の無形資産会計手続に関して、以下の選択肢が示された。

- 選択肢1：現状のIFRS第3号「企業結合」に基づく会計手続の継続
- 選択肢2：企業結合会計において発生した無形資産に対するIFRS第13号「公正価値測定」の開示要求の適用
- 選択肢3：耐用年数が確定できない無形資産ののれんへの統合
- 選択肢4：無形資産を減耗資産と有機的に置き換えられる（organically-replaced）資産に

区分した上で、減耗資産のみをのれんと別個に認識

これに対して、作成者側からは以下の意見が寄せられたが、全体的に選択肢1の現状維持を首肯する声が多数であった。

- 無形資産は定期償却対象資産なので、一部をのれんに含める選択肢が存在する場合、損益調整を行う余地が発生し、作成者側にバイアスが発生しやすい。
- 本来償却すべき資産が、のれんに統合された結果として償却されなくなるのは、正しい減損認識を行う観点からマイナスである。
- 無形資産を区分する手続の実施タイミングは、買収時点以外に事実上不可能であり、時間が経過した段階で変更することができないことから、会計方針としては欠陥がある。
- 一部の無形資産、特に、顧客リストについては、“耐用年数が確定できない無形資産か、又は、減耗資産のいずれか”、との判断が困難な状況も想定される。